

令和3年3月31日

医療法人社団神田会 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 男性従業員の育児休業取得者数を計画期間中に2人以上とすること

<対策>

- 令和 3年 8月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和 4年 1月～ 男性従業員の育児休業取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2： 子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。

<対策>

- 令和 3年 8月～ 実態把握調査
- 令和 4年 1月～ 援助対象項目の検討
- 令和 4年度～ 援助制度の実施

目標3： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 4年 1月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 1回行う
- 令和 4年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 5年 4月～ 取得情報を把握し、新たな目標の設定

目標4： トライアル雇用を通じた雇入れの推進

<対策>

- 令和 3年 9月～ トライアル雇用実施に対する管理職への研修会
- 令和 4年 3月～ 受け入れ部署に説明及び受け入れ体制の確立
- 令和 4年 4月～ 受け入れ開始